

4 申込みに必要な書類

※①～⑥＋該当者のみ必要な書類をすべて提出した時点で正式な申込みとなります。
※様式は桶川市ホームページからもダウンロードできます。

① 申込必要書類チェックリスト(児童1人につき1枚)

② 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書(児童1人につき1枚)

- ※マイナンバー確認書類(13ページ参照)を当日お持ちください。
※連絡先については、日中に連絡可能な連絡先を必ず記入してください。

③ 家庭状況書・兄弟姉妹入所にかかる意思確認票(児童1人につき1枚)

④ 保育を必要とすることの証明書(きょうだいで同時申込の場合、1部原本、他コピー可)※下表参照

・保護者及び同居する18歳以上65歳未満の親族等全員分

(祖父母等の同居・別居について、住民票上は世帯分離していても同一住所にお住まいの場合、同居の扱いになります。ただし、同一住所でも別棟にお住まいの場合は別居扱いになります。また、高校生は不要です。)

就労の場合	就労証明書 ・令和8年9月1日以降に証明されたもので、令和9年4月1日時点の内容を記載してください。 ・就労が内定している場合も就労予定を記載してください。 ・現在、就職活動中の学生の場合は、「就学」として必要書類を提出してください。就労が決まり次第、就労証明書の提出が必要です。 ・必ず事業主が記入してください。本人が記入したものは無効です。(自営業の場合は本人が記入) ・有期雇用の場合は、雇用期間の終了までが承諾期間となります。(雇用期間が終了する前までに、新しい雇用期間の就労証明書の提出が必要です。) 自営業の場合、以下の添付書類を併せて提出してください。 ・客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し 【例】 個人事業の開業届、確定申告書の控え、源泉徴収票、申込み前月分の仕入伝票や報酬記録等
就学・出産・障害・疾病・その他の理由の場合	<u>(a)と(b)両方の提出が必要です。</u> (a)保育を必要とする状況申告書 令和9年4月1日時点の状況が分かるよう記載してください。 (b)理由別に以下の書類を添付 【就学】 在学証明書及び授業の時間が分かるカリキュラムの写し 【出産】 母子手帳の表紙及び出産(分娩)予定日の記載のページの写し 【障害】 手帳等の写し 【疾病】 診断書の写し(診断書(証明日が令和8年9月1日以降のもの)には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。)
介護・看護の場合 (同居の親族に限る)	<u>(a)と(b)両方の提出が必要です。</u> (a)介護・看護状況申告書 (b)介護・看護を受ける人の診断書又は手帳等の写し (診断書(証明日が令和8年9月1日以降のもの)には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。)
求職中の場合	求職中の状況申告書

⑤ 健康調査票(児童1人につき1枚)

⑥ 重要事項確認票(同意書)(児童1人につき1枚)

申込み当日にお持ちいただくもの(郵送の場合、写しを同封)

◆マイナンバー確認書類 ※原本持参◆

(1)番号確認書類(世帯全員分) いずれか1点

・マイナンバーカード ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票 ・個人番号通知書

(2)身元確認書類(来庁者のみ)

1点で確認できるもの (顔写真付の公的証明書)	左記のものがない場合(A2点または A1 点と B1点)	
・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 等	A(顔写真なしの公的証明書)	B(顔写真付きの証明書)
	・資格確認書 ・こども医療費受給資格証 ・特別児童扶養手当証書 ・児童扶養手当証書	・公的機関発行の資格証明証 ・学生証 ・法人が発行した証明書

5 該当者のみ提出が必要な書類

状況	必要な書類
ひとり親の方	児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し(対象外世帯の場合は戸籍謄本等) ※申請書の「家庭状況」の欄に記入してください。 ※上記書類が間に合わない場合は、離婚届受理証明書等。 上記書類が整い次第、早急にご提出ください。
離婚調停(裁判)中で、ひとり親の扱いを希望する場合	離婚調停(裁判)を証明する書類 ※公的な証明書等がない場合、両親の保育を必要とする証明書類の提出が必要です
生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	生活保護受給証明書 ※申請書の「生活保護」欄に記入してください。
同一世帯に障害者手帳等所持者がいる方	手帳の写し、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給がわかる書類のいずれか1つ ※申請書の「障害者手帳等の有無」の欄に記入してください。
児童のきょうだいが障害児の通園施設等を利用している場合	園が発行する「在園証明書」又は「入園証明書」 ※幼稚園の場合は提出の必要はありません。
転入予定の場合	①転入に関する誓約書 ②売買・賃貸借契約書等の写し
出生前(申請時)の方	母子手帳の表紙及び分娩(出産)予定日の記載ページの写し